

犯罪被害者を応援しています

警察は各種の被害相談窓口を設け、被害者からさまざまな相談に応じています。
 被害者本人からだけでなく、家族や友人からの相談も受け付けています。



被害者のための相談窓口

犯罪の被害にあって困っている、また悩んでいる皆さんのための相談窓口です。それぞれ担当者が電話で、また面接で被害者の不安を少しでも軽くするために相談を受け付けています。

相談窓口／電話番号	時 間	内 容
ナポくん相談コーナー 0742-23-1108(ダイヤル式) #9110(プッシュ式) お話FAX 0742-24-0874	終 日	犯罪被害やストーカー・配偶者からの暴力・子供の非行・嫌がらせなど、事件や事故に至っていないが不安や危険を感じていることなど
ヤング・いじめ110番 0742-22-0110 (中南和少年サポートセンター) 0744-27-4544	終 日	子供の非行問題、いじめなどで悩んでいる少年の相談
悪質商法110番 0742-24-9441	終 日	悪質商法の被害に関する相談
性犯罪被害相談110番 0742-24-4110	終 日	性犯罪被害の届出および性犯罪に関するあらゆる相談
覚せい剤110番 0742-33-1818	終 日	薬物被害に関する相談
暴力110番 0742-25-0110 暴力団離脱110番 0742-23-9384	終 日	暴力団に関する困りごと相談 暴力団からの離脱に関する相談
各警察署の警察安全相談「ナポくん相談コーナー」 各警察署の代表電話番号(内線216)	終 日	犯罪被害やストーカー・配偶者からの暴力・子供の非行・嫌がらせなどの事件や事故に至っていないが不安や危険を感じていることなど
(社)なら犯罪被害者支援センター相談電話 0742-24-0783 面接電話(予約) 0742-24-0783	土・日・祝日・年末年始を除く 午前10時～午後3時 月・火・金 午前10時～午後3時	被害者やご家族等からの電話および面接相談

犯罪被害給付制度

■この制度は
 故意の犯罪行為により不慮の死亡、重傷病または障害という重大な被害を受けたにもかかわらず、何らの公的救済や加害者側からの損害賠償も得られない被害者または遺族に対して、社会の連帯共助の精神に基づき国が犯罪被害者等給付金を支給する制度です。

■犯罪被害者等給付金

- ▽遺族給付金
- ▽重傷病給付金
- ▽障害給付金

■給付金支給裁定の申請

給付金支給申請の受付は、警察本部または警察署で行っています。

■申請の期限

給付金の申請は、犯罪行為による死亡、重傷病または障害の発生を知った日から2年を経過したとき、または当該死亡、重傷病または障害が発生した日から7年を経過したときは、することができません。

■問合せ先 奈良県警察本部県民サービス課犯罪被害者対策係
 奈良市登大路町80 ☎0742・23・0110



11月は全国一斉 「女性の人権ホットライン」強化週間

夫・パートナーからの暴力をはじめとして職場等におけるセクシュアルハラスメント、ストーカー行為などの女性の人権にかかわる問題全般について、人権擁護委員の中の男女共同参画社会推進委員が次のとおり無料・秘密厳守で電話相談に応じます。

■日時 11月12日(月)～18日(日) ▽平日 午前8時30分～午後7時
 ▽土・日曜日 午前10時～午後5時

■対象 県内在住の女性

■相談員 奈良県人権擁護委員連合会男女共同参画社会推進委員(人権擁護委員)

■電話番号 全国一斉「女性の人権ホットライン」☎0570・070・810(全国共通ナビダイヤル)

■問合せ先 人権施策課 ☎(内線286)